

山口市告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成31年度、平成32年度及び平成33年度において山口市が発注する物品の製造の請負、売買及びリース・レンタル並びに建設工事に係るものを除く業務委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について、次のとおり定めた。

平成30年12月11日

山口市長 渡 辺 純 忠

1 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させることができないとされている者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないことができるとされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 市区町村税を滞納していない者であること。ただし、法人にあっては、契約を締結する本店又は契約締結権限を委任された支店、営業所等（以下「契約営業所」という。）の所在地の市区町村における全ての税目及び山口市内に契約営業所以外の支店、営業所、連絡所等を有する場合は、山口市における全ての税目を対象とし、個人にあっては、居住地の市区町村における全ての税目を対象とする。

(4) 登録を希望する営業種目において、営業を行うことについて法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。

2 資格審査の申請期間

資格審査の申請期間は、次に掲げる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該申請期間以外の期間においても申請することができるものとする。

(1) 定期申請期間

平成31年1月16日から同年2月6日まで

(2) 随時申請期間

平成31年4月から平成33年12月までの、毎月1日から15日まで（閉庁日を除く。15日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日までとする。）

3 資格審査の申請方法

資格審査の申請方法は次のとおりとする。

(1) 申請書類

資格審査を受けようとする者は、山口市のホームページ

(<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>) から平成31年度、平成32年度及び平成33年度山口市物品等競争入札参加資格審査申請要領（以下「要領」という。）及び要領に規定する申請書類をダウンロードし、当該申請書類を市長に提出しなければならない。

(2) 申請書類の提出方法

郵送による（期間内必着）

(3) 申請書類の提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市総務部契約監理課

4 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に書面で通知する。

5 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、平成31年4月1日（2の(2)の規定による申請にあっては、申請の日の翌月1日）から平成34年3月31日までとする。

6 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、審査事項に変更が生じたときは、要領に規定する提出書類を市長に提出しなければならない。

7 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例

競争入札参加資格者が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格

審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けた者は、要領に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

8 競争入札参加資格の承継の承認の申請

次に掲げる者が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、要領に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 競争入札参加資格者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 競争入札参加資格者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 競争入札参加資格者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人